【課徴金額】　1,200万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成22年12月10日

課徴金納付命令日　　平成23年１月19日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑫　株式会社アクロディアに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成22年12月10日

【勧告の対象となった違反事実】

１．株式会社アクロディアは、関東財務局長に対し、架空売上の計上及びソフトウェアの架空計上等により、下表のとおり、旧金商法第172条の２第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成20年６月27日	第４期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成20年３月期有価証券報告書）	平成19年４月１日～平成20年３月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が267百万円であるところを571百万円と記載 連結当期純損益が▲170百万円であるところを278百万円と記載	架空売上の計上等
2	平成20年11月14日	第５期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成20年９月第２四半期四半期報告書）	平成20年４月１日～平成20年９月30日の第２四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲322百万円であるところを▲156百万円と記載	架空売上の計上等
3	平成21年２月13日	第５期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成20年12月第３四半期四半期報告書）	平成20年４月１日～平成20年12月31日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲817百万円であるところを▲471百万円と記載	・架空売上の計上 ・ソフトウェアの架空計上 等
			平成20年10月１日～平成20年12月31日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が3,163百万円であるところを3,958百万円と記載	
4	平成21年５月15日	第５期事業年度第４四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年３月第４四半期四半期報告書）	平成20年４月１日～平成21年３月31日の第４四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲1,347百万円であるところを▲1,015百万円と記載	・架空売上の計上 ・ソフトウェアの架空計上 等
			平成21年１月１日～平成21年３月31日の第４四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が2,598百万円であるところを3,380百万円と記載	
5	平成21年８月14日	第５期事業年度第５四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年６月第５四半期四半期報告書）	平成20年４月１日～平成21年６月30日の第５四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲1,510百万円であるところを▲1,222百万円と記載	・架空売上の計上 ・ソフトウェアの架空計上 等
			平成21年４月１日～平成21年６月30日の第５四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が2,440百万円であるところを3,177百万円と記載	
6	平成21年11月27日	第５期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成21年８月期有価証券報告書）	平成20年４月１日～平成21年８月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲1,644百万円であるところを▲1,389百万円と記載	・架空売上の計上 ・ソフトウェアの架空計上 等
				連結貸借対照表	連結純資産額が2,772百万円であるところを3,476百万円と記載	

(注)　金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

２．株式会社アクロディアは、関東財務局長に対し、平成21年６月19日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成20年３月期有価証券報告書（上表番号欄１参照）、平成20年９月第２四半期四半期報告書（上表番号欄２参照）、平成20年12月第３四半期四半期報告書（上表番号欄３参照）及び平成21年３月第４四半期四半期報告書(上表番号欄４参照)を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年７月６日、1,600個の新株予約権証券を1,575,680,000円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させた。

同社が行った上記の行為は、金商法第172条の２第１項第１号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】　7,814万9,996円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成22年12月10日

課徴金納付命令日　　平成23年１月19日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑬　デザインエクスチェンジ株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成23年１月12日

【勧告の対象となった違反事実】

１．デザインエクスチェンジ株式会社は、関東財務局長に対し、減損損失の過少計上及び債務保証損失引当金の不計上等により、下表のとおり、旧金商法第172条の２第１項並びに金商法第172条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。